

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和3年8月1日～令和3年8月31日	金額	25,000円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	8月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

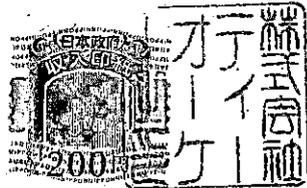
【領収証】

静岡県議会議員 河原崎 聖 様 2021年 7月 30日

金額
¥50,000

但 日本連合警備貸店舗 A201号室 2021.8月分賃料

内訳	家賃	¥50,000
----	----	---------



株式会社ティーオーケー
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel (0547) 37-1333



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	50,000円	1/2	25,000円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気料金		
年月日	令和3年8月17日～令和年月日	金額	2,470円

目的	政務活動を行う事務所の電気料金		
使途	8月分電気料金		
政務活動・ 県政との 関連性	—		

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(030802)

口座記号 00100	5	900116	加入者名 中部電力ミライズ株式会社
令和3年8月分	ご使用期間		7月1日～8月1日(日程01)
金額	千	百	十
	4	9	39
			円(消費税等相当額(再掲))
			449円
ご依頼人氏名 河原崎聖事務所 河原崎聖 様			
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
		kWh	
		154	4939

この受領証は、大切に保管してください。

お支払期日は **9月1日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。払込用紙の有効期限は **9月21日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

日 附 印
出納済
3. 8. 17
静岡銀行
島田東

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

案分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,939円	1/2 %	2,470円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所ガス料金		
年月日	令和3年8月17日～令和 年 月 日	金額	1,175円

目的	政務活動を行う事務所のガス料金
使途	8月分ガス料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2,240円 + 振込手数料 110円 = 2,350円
 2,350円 × 1/2 = 1,175円

ご利用明細  静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
 内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		064
03:08:17			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
****	****	**	*****
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0172	電信振込	¥2,240	
お取扱枚数	00000000200030100000		
	おつり	残	高
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥110	1331	0088
お振込先 明細 ご案内	シス`オカ フシ`Iタ` 普通 7006 〇)キヨウエイガス 様 カワラサ`キキヨシ`ムシヨ 様 TEL0547365700		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,350円	1/2 %	1,175円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年8月4日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,880 円

目的	全国的な地方自治及び政治経済情勢に関する情報の把握
使途	月刊ガバナンス 8月号、プレジデント 8/13号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 21 年 8 月 4 日

★ ¥1880

但ガバナンス 8月号、プレジデント 8/13号
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

宮村書店
島田市阪本1384-17
TEL (0547) 38-0075

コクヨ ウケ-1048

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,880 円	/	1,880 円
		100%	

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年8月12日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,068 円

目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握
使途	月刊福祉 9月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

河原崎 聖 様 2021年8月12日

¥ 1,068 円

但 月刊福祉 9月号

上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店 (0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,068 円	100%	1,068 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年8月17日～令和 年 月 日	金額	1,990円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	Newsweek 2021.8/24号、プレジデント 2021.9/3号、週刊東洋経済 2021.8/21号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

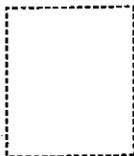
No.

河原崎 聖 様

2021年8月17日

¥ 1990-

・Newsweek 2021.8月24日号
・プレジデント 2021.9.3号
但・週刊東洋経済 2021.8月21日号
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫

島田市旗指499-5

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みず書店(0547)35-3020

FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,990円	/	1,990円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年8月23日～令和 年 月 日	金額	2,011円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊東洋経済 8/28号、週刊ダイヤモンド 8/28号、Wedge 9月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

No.

河原崎 聖 様

2021年 8月 23日

¥ 2,011 -

週刊東洋経済 8/28号
但 9月号
wedge 9月号
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,011円	/	
		100%	2,011円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和3年8月23日 ~ 令和 年 月 日	金額	699円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	エコノミスト (8/31号)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

常に新しい店
 旗津 谷島屋書店
 アビタ島田店 (0547)36-7871

令頁 4又 訂正
 買上日:2021年08月23日(月) 11:57
 店NO:64766 レジNO:1001 レシートNO:1683
 扱者:1,扱者1
 [売上]

エコノミスト		
@699 x1		699
小計		699

合計(1点)		699
10%対象額		699
(内消費税 10%)		63
CD(クレジット)		699

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	699円	/	
		100%	699円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km/ km	2,485

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 4,970 円 × 1/2 = 2,485 円

SS検索->https://usappy.jp/ss_corp/
 宇佐美HP-><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)
277319

1号丸子
TEL 054-258-4804
 (株)西日本宇佐美
 本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年8月3日 11:51
 ウェブ
 レギュラーガソリン P-7(内) 4970円
 33.13L 0150.0
 (税抜) 0136.4
 01200.00
 (内、会員権値引 -81.0 -38円)

合計 4,970円
 (内、消費税等(10.00%) 452円)

支払区分:一括
 承認No.0000029868
 端末識別番号:0817501277319
 端末処理番号:12659 ATC:0008
 IC/US識別子:IC
 AID:A00000000651010
 JCB Credit
 カードシードケータス番号:00

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,970 円	1/2 %	2,485 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	2,906

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 5,812 円 × 1/2 = 2,906 円

ENEOS

納品書(領収書)
 2021年08月13日 15:56

売上
 EneKey (ENEOS S) 様
 EneKey (ENEOS S)
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P01
 数量 39.01L *
 単価 149円 ¥5,812

合計 ¥5,812
 (消費税10%対象 ¥5,812
 内消費税等 ¥528)

クレジット支払
 有効期限: XX/XX/NC
 支払方法:一括払い
 承認番号: 0057966
 EneKey ID: [REDACTED]

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
 消費税額表示のみ、場合は消費税額を記載欄にて
 ご請求、いたします。
 消費税額は、地方消費税が含まれています。

株式会社 明光産業 セルフ藤枝
 静岡県 藤枝市上青島240-1
 TEL:054-641-3440 SS-480762
 社内No 2015-01
 〒410048-0050
 九通番17-20899
 099 [REDACTED] 2021/08/13

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,812 円	1 / 2 %	2,906 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,762

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 3,524 円×1/2=1,762 円



納品書(領収書)
 2021年08月22日 17:13

売上
 Enekey (ENEOS S) 様
 Enekey (ENEOS S)
 車両番号 栗車番
 0026-00
 レギュラー P07
 数量 23.97L *
 単価 (147円) ¥3,524

合計
 (消費税10%対象) ¥3,524
 内消費税等 ¥320
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0061881
 EneKeyID: [REDACTED]

現金でお買上げの場合は領収書に控えを添付して頂きます。
 消費税率変更の無い場合は消費税率を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社 明光産業 セルフ藤枝
 静岡県 藤枝市上青島240-1
 TEL: 054-641-3440 SS-480762
 シフトNo 762-03
 〒41604568-4568
 電話番号17-22779
 099 [REDACTED] 2021/08/22

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会とで案分 する。	3,524 円	1/2	1,762 円
		%	

整理番号 2-7-8-12

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	935

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》
 1,869円 × 1/2 = 934.5円 ≒ 935円

SS検索=><https://usappy.jp/ss.corp/>
 宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)

1号丸子 277319
 TEL 054-258-4804
 (株)西日本宇佐美
 本社 愛知県津島市理田町1-8

売上 2021年 8月25日 08:49
 ウエ シナジー
 レギュラーガソリン P-7(内)
 12.46L 0150.0 1869円
 (税抜 0136.4)
 01200.00
 (内、会員優待引 -01.0 -12円)

合計 1,869円
 (内、消費税等(10.00%) 170円)

支払区分:一括
 承認No.0000049149
 端末識別番号:0817501277319
 端末処理通番:13007 A T C : 0005
 IC/MS識別子:IC
 AID:A00000000651010
 JCB Credit
 カードシークエンス番号:00

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,869円	1/2 %	935円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	島田市国際交流協会 年会費		
年月日	令和3年8月18日～	年月日	金額 2,000円

会の趣旨・目的	教育、文化、スポーツ及び産業経済等の国際時代にふさわしい地域発展の向上
会の活動内容等	国際交流活動、国際協力活動、国際時代に対応する研修等
政務活動・県政との関連性	会員相互の交流、情報交換及び研修が行われ、今後の世界平和の進展に伴い、国際時代にふさわしい地域発展の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 2,000円

領 収 証

河原崎 聖

様 No.

★

2,000

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

個人会員 年会費

3年8月18日 上記正に領収いたしました

登録番号

静岡県島田市中心1番の1

島田市国際交流協会
会長 大久保節



収入印紙

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	2,000円	100%	2,000円

島田市国際交流協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、島田市国際交流協会（以下「協会」）という。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関わる全ての人たちの友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業経済等の広範な国際交流並びに国際協力を推進し、国際時代にふさわしい島田市の発展に寄与するとともに、世界平和の進展に資することを目的とする

(事業)

第3条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流及び国際協力に関する事業
- (2) 国際理解を推進するための啓発事業
- (3) 会員相互の交流を図る事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同して入会した個人、家族、団体及び法人とする。

2 会員は、第6条に規定する会費を12月末日までに納入しなければならない。

第3章 入会及び脱退

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人会費 年間1口 2,000円
- (2) 家族会員 年間1口 3,000円
- (3) 団体・法人会費 年会1口 10,000円

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が解散し、若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。

3 会員が3月末日をもって、当該年度の会費を未納であったときは、退会したものとみなす。

(会費の不返還)

第8条 退会したものの既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 会 計 1人
- (4) 理 事 19人以内
- (5) 監 事 2人

- 2 理事は、友好委員会から選出された3人以内の会員及び行政関係者とする。
- 3 友好委員会及び行政関係者に関する必要な事項は、別に定める。
(役員を選任等)

第10条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長及び会計は、総会において理事の中から選任する。
- 3 監事は、総会において会員の互選により選出する。
- 4 理事及び監事は、兼ねることができない。
- 5 名誉顧問及び顧問は、理事会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。
(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、協会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 会計は、協会の会計を統括する。
- 4 監事は、協会の業務及び会計状況を監査する。
(委任及び代理)

第12条 会長は、その職務の一部を副会長に委任し、又は代理させることができる。
(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(総会の構成と種別)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
(総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を

もって、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の機能)

第17条 総会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他協会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会の出席者の互選とする。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、再度、理事会へ差し戻すものとする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した会員は、第1項、第2項、第20条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席した会員の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第21条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

2 理事会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の機能)

第24条 理事会の議決を経なければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項
- (理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の出席は委任状を以って、これに代えることができる。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 出席した理事の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第28条 協会の事務を処理するため、事務局（島田市中央町1番の1 文化資源活用課内）を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 資産

(資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 基金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 前条第3号に掲げる基金については、協会事業の目的のほかに使用してはならない。
- 3 前条第3号に掲げる基金のうち、協会設立時の基金については、関係友好委員会事業の目的のほかに使用してはならない。

第9章 事業年度等

(事業年度及び会計年度)

第31条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、総会の認定を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第34条 協会は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により決定した団体に寄附するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年度設立総会の議決の日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に最初に第11条の規定により選任され、又は任命される役員任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、選任され、又は任命された日から平成27年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3 平成25年度の協会の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	九州視察費用		
年月日	令和3年7月25日～令和3年7月26日	金額	1,294円

目的	茶業振興施策についての調査
使途	タクシー代
政務活動・ 県政との 関連性	茶業振興の方策を探るため。
<<領収書貼付枠>> 領収書原本は、宮城也寸志県議 No3-6-8-2 に添付 県外領収書は、No. 2-7-7-14 に添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,294円	/	1,294円
		100%	

2-7-8-14

	7月25日	①7/26	②7/26	合計
鈴木 利幸	262	420	612	1294
宮城 也寸志	264	420	612	1296
増田 享大		420	612	1032
◎河原崎 聖	262	420	612	1294
西原 明美	262	420	612	1294
領収書金額	1050	2100	3060	6210

2-7-8-14

領 収 書

No. 2938

日付 2021年 07月 25日

車番 000407 0000

基本運賃 ¥1,050円

合計 ¥1,050円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。



西日本個人タクシー
協同組合所属

無線室 TEL 5 5 2-5 5 5 5

福岡市城南区长尾三丁目16番4号

GINZA TAXI

7/25
博多駅 → ホテル

(4名乗車)

$¥1050 \div 4名 = ¥262.5$

1名 264円

3名 262円

領 収 書

No. 0002

日付 '21年 07月 26日 06:41

車番 000139 000

メ-タ運賃 ¥1050円

合計 ¥1050円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

福岡交通株式会社

福岡市東区箱崎ふ頭5丁目9-36

観光タクシー、ジャンボタクシーの
予約、お忘れものは

☎ 092-643-7622

タクシーのご予約は

☎ 0570-08-1234

7/26

ホテル → 博多駅
(5名乗車)

$¥2100 \div 5名 = ¥420$

領 収 書

No. 3484

日付 '21年 07月 26日

車番 000044 000

メ-タ運賃 ¥1,050円

合計 ¥1,050円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

上記金額正に領収いたしました。

お忘れもの、おきづきの点は

文化タクシー株式会社

福岡市城南區南片江1丁目28-27

TEL 865-0808

領 収 書

No. 0013

日付 '21年 07月 26日

車番 000218 000

メ-タ運賃 ¥1530円

合計 ¥1530円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます

タクシーの御用命は

TEL 504-6695

福岡市博多区西月隈4丁目6-7

藤丸タクシー(株)・(株)藤丸交通

504-6690 503-3556

博多駅 → 福岡空港

7/26

博多駅 → 福岡駅
(5名乗車)

$¥3,060 \div 5名 = ¥612$

領 収 書

No. 0012

日付 '21年 07月 26日

車番 000240 000

メ-タ運賃 ¥1530円

合計 ¥1530円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます

タクシーの御用命は

TEL 504-6695

福岡市博多区西月隈4丁目6-7

藤丸タクシー(株)・(株)藤丸交通

504-6690 503-3556

①

②

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告の作成と配布 (Vol.13)		
年月日	令和3年8月23日 ~ 令和 年 月 日	金額	453,409 円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に報告する。
使途	印刷費及び新聞折込料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を地域住民に報告する。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	453,409 円	/	453,409 円
		100%	

2-7-8-15

別紙

領収証

No. 000642

令和3年8月23日

河原崎きよ事務所 様

領収金額		百	+	万	千	百	+	円
	¥	4		5	3	4		09



上記の金額正に領収致しました。
但 県政報告ナラシ必折必料

現金

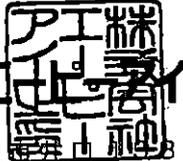
小切手

手形

相殺



株式会社



静岡県島田市中
TEL. (0547) 38-1570 (代)
FAX. (0547) 38-2156 番

2-7-8-15

別紙

請求書

お客様番号	日付	伝票番号	請求区分
0100	2021/08/11	1484	掛売

株式会社 エーピー
 代表取締役 岩ヶ谷耕司
 〒427-0104
 静岡県島田市井口19番地
 TEL0547-38-1570 FAX0547-38-2156



河原崎きよし事務所 御中

下記の通り御請求申し上げます。

商 品 名	摘 要	数 量	単 価	金 額	備 考
県政報告vol.13		40,000	7.91	316,400	
行折込料		30,900	3.1	95,790	
			消費税	41,219	合 計
					453,409

島田掛川信用金庫 初倉支店 当座4902

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	FM島田コーナー料		
年 月 日	令和3年8月31日 ~ 令和 年 月 日	金 額	33,000 円

~ 目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使 途	8月分コーナー料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。

《領収書貼付枠》

領 収 証 河原崎 聖 様 No. _____

金額 ¥33,000

内 訳 但 8月分コーナー料

現金 小切手 手形

消費税額等(10%) 3,300円

収入印紙

R 3 年 8 月 3 1 日 上記正に領収いたしました。

静岡県島田市中心部5番の1
株式会社 FM 島田
取締役 八本和夫

ココヨ ウケ92

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	33,000 円	100%	33,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	令和3年8月31日～令和 年 月 日	金額	16,610円

目的	県政に係る情報等を広く県民に報告する。
使途	8月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
03:08:31	065		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
****	****	**	*****
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0172	電信振込	¥16,500	
お取扱枚数	00001000700000000000		
	おつり	残高	
	¥390		
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥110	10180071	

お振込み先明細書
シス`オカ
ササカ`セ
普通 0480639
イマクロテ`サイン コイケ トシヒコ 様
カララサ`キキヨシシ`ムヨ 様
TEL0547365700

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	16,610円	/	16,610円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 3 年 8 月 31 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	8,200 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	静岡新聞、日本経済新聞 8月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様

2021年 8月分
(180) 199.00 集金
お問合せNo. XXXXXXXXXX
(8% 8,200円)
(10% 0円)

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*静岡新聞	1	3,300	
*日本経済新聞	1	4,900	

合計金額

8,200 円

上記金額正に領収致しました。

軽減税率に対応した印字項目を追加するなど表記が一部変わりました。今後ともご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞

(株)浅野新聞店

島田市本通一丁目1番8号
TEL 35-3333 代

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,200 円	/	8,200 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和3年8月31日 ~ 令和 年 月 日	金額	4,400円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	中日新聞 8月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》



領収証

御仮屋町 8855-2

河原崎 聖様

2021年 8月分

お問合せNo. XXXXXXXXXX

(121) 82.00集金

(8% 4,400円)

(10% 0円)

品名 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞 セット	1	4,400	

合計金額

4,400 円

ご愛読ありがとうございます。
ごさいます。

新聞代のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。
しましん・JA大井川・ゆうちょ・で
取り扱っています。

赤井新 新聞領店

島田市野田1260-1 中日新聞

TEL 37-3246

領収

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,400円	/	4,400円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和3年8月31日～令和 年 月 日	金額	3,821 円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	聖教新聞、公明新聞 8月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

河原崎 聖 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2021年8月分

領収日 8月31日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 大塚 秀訓
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271

お申込No. XXXXXXXXXX



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,821 円	/	3,821 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和3年8月1日 ~ 令和3年8月31日	金 額	75,000 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	8月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書 令和3年8月分 XXXXXXXXXX 殿

労働日数 自 8月1日 ~ 至 8月31日 15 日

支 給 額		控 除 額	
支給項目	金額(円)	控除項目	金額(円)
基本給	146,000	所得税	0
交通費	4,000	住民税	0
その他の支給	0	健康保険料	0
		厚生年金	0
		雇用保険料	0
		その他の控除	0
支給額の合計	150,000	控除額の合計	0

差し引き支給額 150,000

令和3年8月31日支給 支払者氏名 静岡県議会議員 河原崎 聖

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 案分する。	150,000 円	1/2	75,000 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和3年9月6日～令和 年 月 日	金額	9,807 円

目的	政務活動のため必要な移動を行う。
使途	8月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	会合への出席や現地調査を行うことで、必要な情報を得ることができ、また、コミュニケーションを円滑にすることによって、県政に反映できる。
<p>《領収書貼付枠》 別紙</p> <p>利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動 1/2・政務活動 1/2)により按分。 1 か月分の充当可能額 9,807 円 $(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{ 円} \approx 9,807 \text{ 円}$ *リース料1 か月分 26,546 円 重量税1 か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{ 円}$ メンテナンス料1 か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{ 円}$ オイル代1 か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{ 円}$</p>	

案分の理由 政務活動と後援会とで 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	19,613 円	1/2 %	9,807 円

1	[Redacted]			
2	[Redacted]			
3	03-09-06	BF	*26,546	ホンダファイナンス
4	[Redacted]			
5	[Redacted]			
6	[Redacted]			
7	[Redacted]			
8	[Redacted]			
9	[Redacted]			
10	[Redacted]			
11	[Redacted]			
12	[Redacted]			

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

●記号の説明
 AA,AF.....入金
 FA,FF.....振込
 C0,1,2,3,4...他店券入金
 TF,TO.....取立
 BA,BF.....支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話・タブレット・固定電話料金		
年月日	令和3年9月10日 ~ 令和 年 月 日	金額	4,722 円

目的	政務活動のための日常業務において必要な諸連絡を行う。
使途	7月利用・8月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙 ①タブレット代 2,420 円+②携帯電話代 8,758 円+③固定電話代 7,708 円=18,886 円 18,886 円×1/4=4,721.5 円 ≒ 4,722 円	

案分の理由 政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	18,886 円	1/4 %	4,722 円

7

1	[Redacted]			
2	[Redacted]			
3	[Redacted]			
4	[Redacted]			
5	03-09-10	BF	*53,986	Dカード/DCMX
6	[Redacted]			
7	[Redacted]			
8	[Redacted]			
9	[Redacted]			
10	[Redacted]			
11	[Redacted]			
12	[Redacted]			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

◎記号の説明
 AA,AF.....入金
 FA,FF.....振込
 C0,1,2,3,4...他店券入金
 TF,TO.....取立
 BA,BF.....支払

◆他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に私戻しのできる予定の日を表示します
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

7

2-7-8-23

2021年9月10日のご利用代金明細表

2021年8月25日 発行

お名前	安東 聖 様
お支払い日	2021年9月10日 (金)
お支払い合計額	53,986円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]
	2017年6月30日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
安東 聖 様	ご利用分	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]								
安東 聖 様	ご利用分	[REDACTED]								
#	21/07/31	ドコモご利用料金/iD 8月分			32,710	1	1	32,710		
#	21/07/31	ドコモ決済サービス等/iD 8月分			660	1	1	660		
<お支払い金額総合計>								53,986		

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長第01421号

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目: 金額 (円) BREAKDOWN: BY: CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT: (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等 (計) 16,000	16,000	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計) 2,874	2,340	X i 通話料	合算
	72	X i ・SMS通信料	合算
	50	他社接続サービス通信料	合算
	572	国内通話料 (ドコモ光電話)	合算
	-160	繰越適用額 (ドコモ光電話)	合算
	0	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合算
◇パケット定額料等 (計) 4,300	6,000	パケット定額料 (シェア)	合算
	-1,400	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合算
	-800	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合算
	500	シェアオプション定額料	合算
	0	バック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 3,554	3,570	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	18	ユニバーサルサービス料	合算
	6	電話リレーサービス料	合算
	-40	eピリング割引料	合算
◇決済サービス代金等 (計) 3,971	660	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	非対象等
	3,311	e pモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
◇消費税等相当額 (計) 2,671	2,671	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 33,370	33,370	合計	(4回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単位) が公表されています。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額: (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ)	合算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	X1シェアオプション定額料	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	1.9G (通信速度制限含む)
			合算
◇その他ご利用料金等 (計) 284	300	spモード利用料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
	-20	eピリング割引料	7月請求分
			合算
◇決済サービス代金等 (計) 2,893	660	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	8月請求分
	2,233	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	8月請求分
			非対象等
◇消費税等相当額 (計) 248	248	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
			内税
◇合計 5,625	5,625	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	7年8か月となりました。
		○データプランのご契約期間は7月末で	1年8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	200です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	2,484円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		7月末のステージは、	2ndステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

① $(1,700 + 500) \times 1.10 = 2,420$

2-7-8-23

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目(金額)(円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等(計) 1,700	1,700	カケホーダイライト(スマホ/タブ) [iPhone]	合算
◇通話料・通信料(計) 2,462	2,340	Xi通話料	合算
	72	Xi・SMS通信料	7月ご利用分 合算
	50	他社接続サービス通信料 [Xi]	7月ご利用分 合算
		ナビダイヤル等	
◇パケット定額料等(計) 3,800	6,000	ウルトラデータLパック定額料	合算
	-1,400	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED] 合算
	-800	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	7.9G(通信速度制限含む) 合算
	0	(参考) 当月ご利用データ費	6.1G(通信速度制限含む) 合算
◇その他ご利用料金等(計) 2,154	300	spモード利用料	合算
	300	留守番電話サービス利用料	合算
	200	キャッチホン利用料	合算
	100	メロディコール利用料	合算
	-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合算
	100	my daiz/iコンシェル利用料	合算
	380	スコ得コンテンツ利用料	合算
	400	クラウド容量オプション利用料(50GB)	合算
	-380	いちおしバック割引料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	合算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります 合算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合算
	-20	eピリング割引料	7月請求分 合算
◇決済サービス代金等(計) 1,078	1,078	spモード決済(料金回収代行/継続課金分)	8月請求分 内税
◇消費税等相当額(計) 1,011	1,011	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 12,205	12,205	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	23年9か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は7月末で	1年12か月となり満了となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	1,000です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	10,066円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	

② (1,700 + 2,462 + 3,800) × 1.10 = 8,758

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計) 6,700	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala利用	合 算
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合 算
		480円の通話料を含みます。 光電話番号: 0547-38-5700	
◇通話料・通信料 (計) 0	160	国内通話料	合 算
	-160	繰越適用額	合 算
	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	合 算
		480円です。	
◇その他ご利用料金等 (計) 308	200	ダブルチャンネル	合 算
	100	追加番号	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	合 算
◇消費税等相当額 (計) 700	700	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 7,708	7,708	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	1年10か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は7月末で	1年10か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	700です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,008円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		7月末のステージは、	2ndステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	